

一宮市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び一宮市会計に関する規則第17条の3第2項の規定により、病児保育利用料の収納事務を次のとおり私人に委託したので、法第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月3日

一宮市長 中野正康

1 委託に係る利用料の種別  
病児保育利用料

2 委託先の名称及び代表者の職・氏名

(1) 社会医療法人杏嶺会

理事長 上林 弘和

一宮市奥町字下口西89-1

(2) 杉本こどもクリニック

院長 杉本和優

一宮市大和町馬引字乾出22

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで